選挙運動用ポスター作成契約書

江田島市議会議員一般選挙候補者　　　　　　　　　　　　　 (以下「甲｣という。)と　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙｣という。）は、選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約を締結する。

１　品　　　　名　　公職選挙法１４２条に規定するポスター

２　数　　　　量　　　　　　　　枚

３　納入期限　　令和７年　　月　　日

４　契約金額　　　　　　　　　円

５　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、江田島市議会議員及び江田島市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例に基づき、江田島市に対し、請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、江田島市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、江田島市には請求ができない。

令和７年　　月　　日

甲　　江田島市議会議員一般選挙候補者

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　印

乙　　住　所

名　称

代表者　　　　　　　　　　　　　　印